

3. 効果

今回の海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律及び同法に基づく基本方針では、海外下水道の案件形成（計画）段階での支援とともに、海外下水道プロジェクトの川上から川下までのどのフェーズにおいても本邦企業の支援を行うことが求められています。

本邦企業・技術が参入しやすくなるようなスペックインを図るとともに、プロジェクト自体の信頼性を高めるようなチェック機能を果たすことがJSに求められる役割です。

＜日本の民間企業の技術をスペックイン＞

具体的には、海外下水道プロジェクトの川上の段階では、JS の持つ基準類や基準作成のノウハウを駆使して、日本の民間企業の技術がスペックインできるような、マスタープランの作成支援や設計監理をしていきたいと考えています。

＜「質の高いインフラ」の実現＞

また、下水道事業の設計監理、施工監理においては、国内での経験・ノウハウを活用し、設計時点でのミス等をなくしていくことで「質の高いインフラ」の実現に貢献できると考えております。

＜海外の公的団体と民間企業の橋渡し＞

公的機関であるJSは、海外の中央政府及び地方政府などと我が国民間企業との関係構築についても支援していく所存です。